

諮問事項関連参考資料

国土交通省 住宅局

住宅・建築物の省エネ化に関するこれまでの経緯

分類	1970～	1980～	1990～	2000～	2010～
① 省エネ法に基づく規制		<ul style="list-style-type: none"> 1979年～ 省エネ法(努力義務) 1980年～ 省エネ基準1980年版 	<ul style="list-style-type: none"> 1992年～ 住宅1992年版(強化) 1993年～ 非住宅1993年版(強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年～ (届出義務) {2000㎡以上の非住宅建築物の建築} 2006年～ (届出義務の拡大) {2,000㎡以上の住宅の建築}{2,000㎡以上の住宅・建築物の大規模改修等} 2009年～ (住宅トップランナー制度の導入) {住宅事業建築主(150戸/年以上)が新築する戸建住宅} 2010年～ (届出義務の拡大) {300㎡以上の住宅・建築物の建築} 1999年～ 省エネ基準1999年版(強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年～ 省エネ基準2013年版(一次エネルギー消費量基準)
② 省エネ性能の表示・情報提供				<ul style="list-style-type: none"> 2000年～ <住宅の品質確保の促進等に関する法律> 住宅性能表示制度 2001年～ 建築環境総合性能評価システム(CASBEE) 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年～ <省エネ法> 住宅省エネラベル 2014年～ 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)
③ インセンティブの付与				<ul style="list-style-type: none"> 融資 <ul style="list-style-type: none"> 2007年～ フラット35S(住宅ローン金利優遇) 2008年～ 住宅・建築物省CO2先導事業 2008年～ 省エネ改修推進事業 2010年～ 住宅エコポイント 2012年～ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 2014年～ 長期優良リフォーム推進事業 税制 <ul style="list-style-type: none"> 2008年～ 省エネリフォーム促進税制 2009年～ <長期優良住宅の普及の促進に関する法律> 長期優良住宅認定制度(住宅ローン減税、固定資産税引き下げ等) 2012年～ <都市の低炭素化の促進に関する法律> 低炭素建築物認定制度(住宅ローン減税等) 	

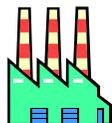
我が国の省エネルギー政策の全体像(省エネ法の概要)

- 省エネ法は、我が国の省エネ政策の根幹。石油危機を契機として1979年に制定。
- 産業・業務・家庭・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

工場・事業場

事業者の努力義務・判断基準の公表

- 特定事業者・特定連鎖化事業者
(エネルギー使用量1,500kl/年)
- ・エネルギー管理者等の選任義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
- ・中長期計画の提出義務



運輸

事業者の努力義務・判断基準の公表

- 特定輸送事業者(貨物・旅客)
(保有車両数 トラック200台以上、鉄道300両以上等)
- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
- 特定荷主
(年間輸送量が3,000万トンキロ以上)
- ・計画の提出義務
- ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務



住宅・建築物

建築主・所有者の努力義務・判断基準の公表

- 特定建築物
(延べ床面積300㎡以上)
- ・新築、大規模改修を行う建築主等の省エネ措置に係る届出義務・維持保全状況の報告義務
- 住宅供給事業者
(年間150戸以上)
- ・供給する建売戸建住宅の省エネ性能向上に関する基準への対応努力義務



機械器具

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者の努力義務・判断基準の公表

トップランナー制度(29機器)

- ・乗用自動車、エアコン、テレビ等のそれぞれの機器において商品化されている最も優れた機器の性能以上を求める。(家庭のエネルギー消費量の約7割をカバー)



一般消費者への情報提供

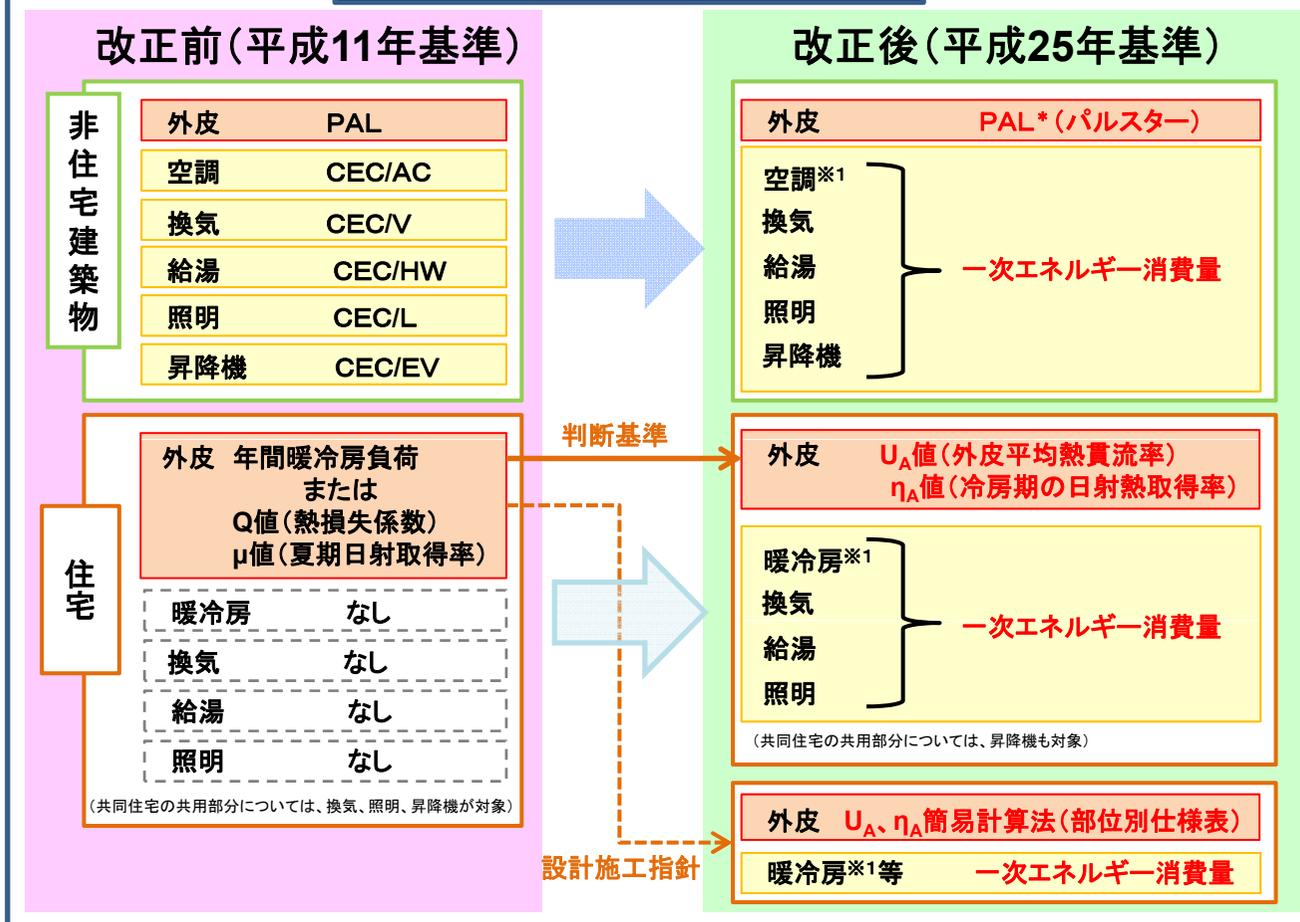
事業者の一般消費者への情報提供の努力義務

- ・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供
- ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供等

省エネルギー基準の見直しの全体像(H25)

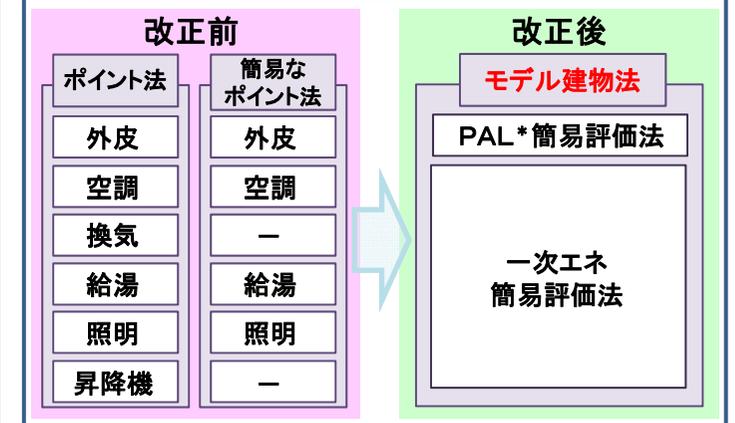
- 外皮の断熱性能及び設備性能を総合的に評価する一次エネルギー消費量を導入
(複合用途含め建築物全体の省エネ性能を比較することが可能)
- 非住宅建築物の外皮基準をPAL*(パルスター)に見直し(一次エネルギー消費量基準と整合がとれた外皮基準)
- 住宅の外皮基準を外皮平均熱貫流率(U_A)等に見直し(住宅の規模・形状の影響を受けにくい基準。 U_A 等の簡易計算法も策定。)
- 簡易評価法・仕様基準を見直し(非住宅モデル建物法、住宅の外皮・設備の仕様基準等)

【性能基準(計算ルート)】

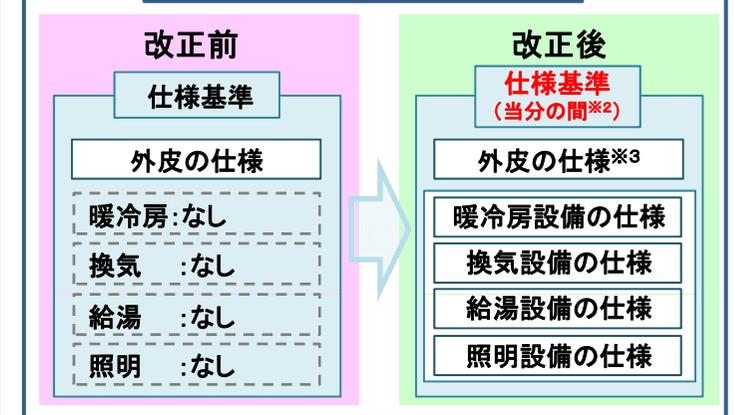


※1 外皮性能を考慮。

【非住宅建築物の簡易評価法】



【住宅の仕様基準】



※2 設計施工指針附則に規定。

※3 開口部比率に応じて、基準値を見直し。

非住宅建築物の省エネ基準の見直し

【一次エネ：平成25年4月1日施行(経過措置1年)】

【PAL*：平成26年4月1日施行(経過措置1年)】

見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

- ・外皮性能の重要性や温熱環境の確保の観点から、H11省エネ基準レベルの断熱性等を求める。
- ・ただし、指標については一次エネルギー消費量と整合を図るため、PALからPAL* (パルスター)へ見直す。

+

○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
 - ・空調
 - ・照明
 - ・換気
 - ・給湯
 - ・昇降機
- ・太陽光発電等による創エネルギーの取組

総合的に評価

(参考)H11省エネ基準

○外壁や窓の断熱性と空調、照明、換気、給湯、昇降機の設備の効率を個別に評価

◇外壁、窓等

- ・断熱材による外壁の断熱性強化等

◇空調設備

- ・空調機、熱源機の高効率化等

◇照明設備

- ・高効率照明器具の導入等

◇換気設備

- ・インバータによる風量制御等

◇給湯設備

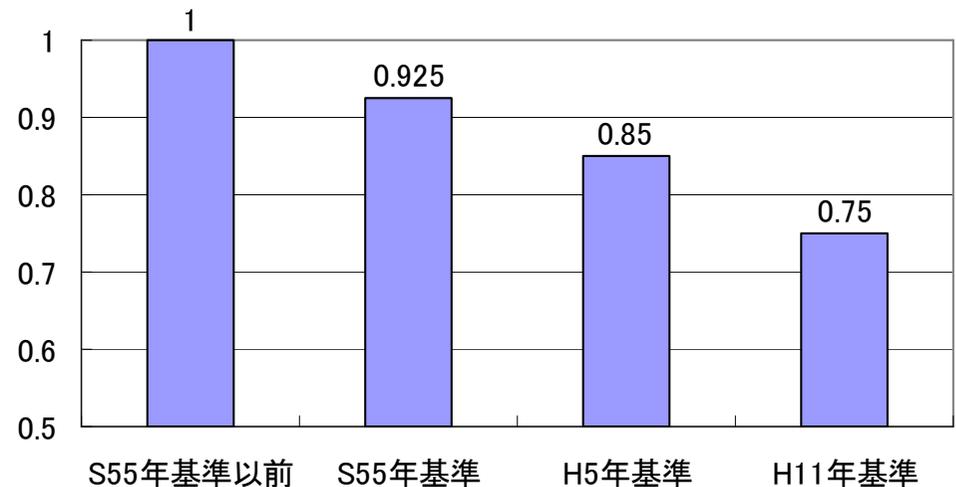
- ・高効率給湯器の採用等

◇昇降機

- ・速度制御方式の導入等

それぞれ個別評価

○昭和55年に制定され、平成5年、平成11年に順次強化



※S55年基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)

住宅の省エネ基準（省エネ法）の見直し

【平成25年10月1日施行（経過措置1年6ヶ月）】

見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、H11省エネ基準レベルの断熱性等を求める。

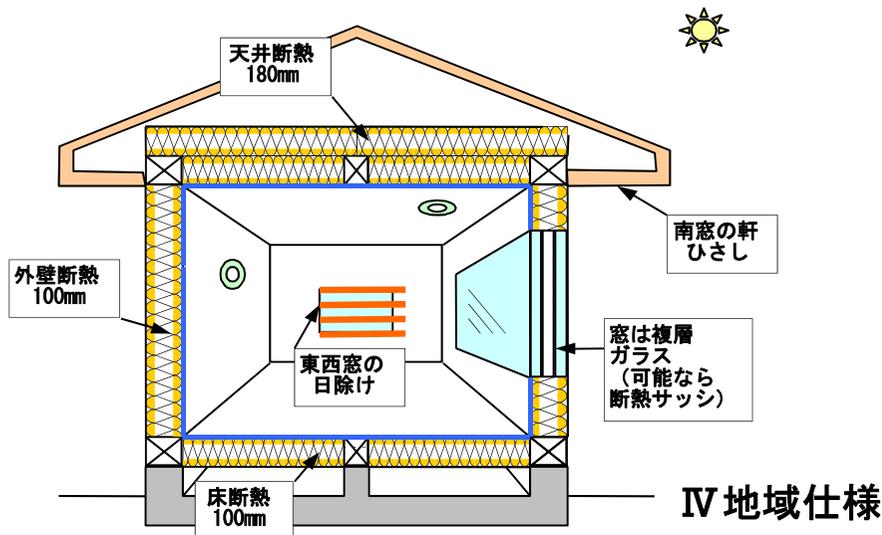
○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
- ・暖冷房
- ・給湯
- ・換気
- ・照明
- ・太陽光発電等による創エネルギーの取組

総合的に評価

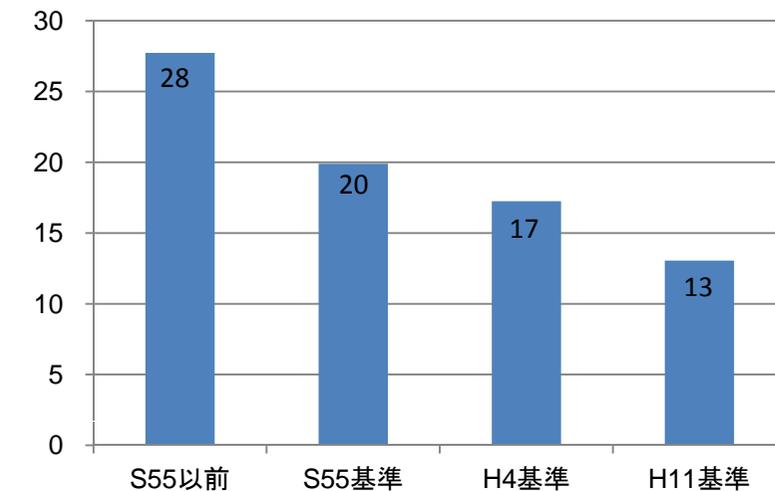
(参考) H11省エネ基準

○外壁や窓の断熱性を仕様等により評価



○昭和55年に制定され、平成4年、平成11年に順次強化

●年間暖冷房エネルギー消費量※の試算

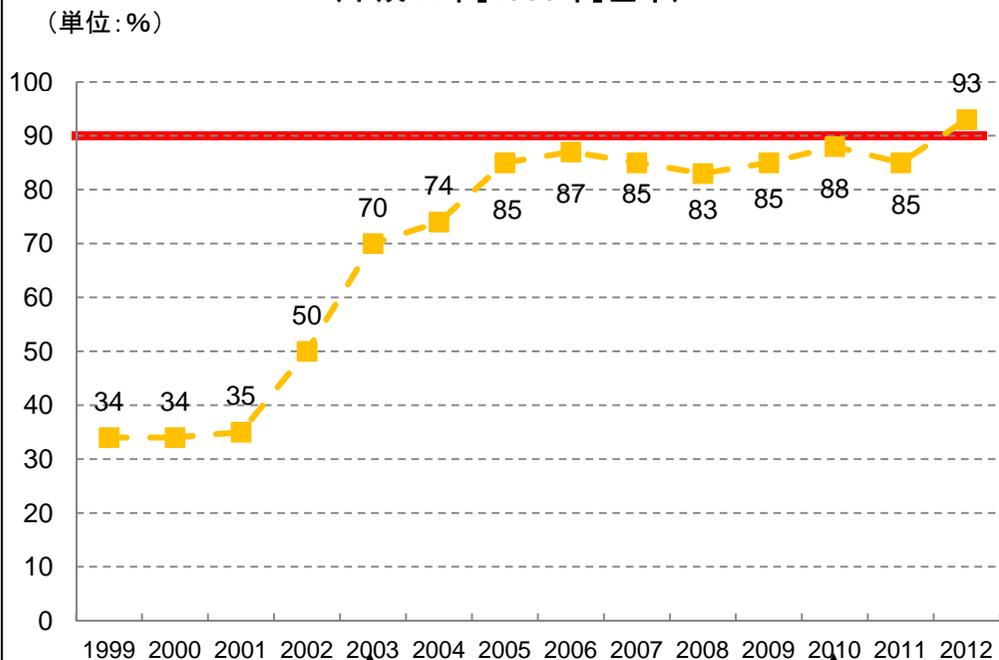


※国交省において、一定の仮定をおいて試算

省エネ基準適合率の推移

- 非住宅建築物については、これまでの規制強化により、省エネ基準適合率が約9割に達している。
- 住宅については、従前は20%未満であった省エネ基準適合率が、住宅エコポイントの効果により約5割に向上。

2,000㎡以上の新築建築物における
省エネ判断基準適合率(推計値)*の推移
(平成11年[1999年]基準)

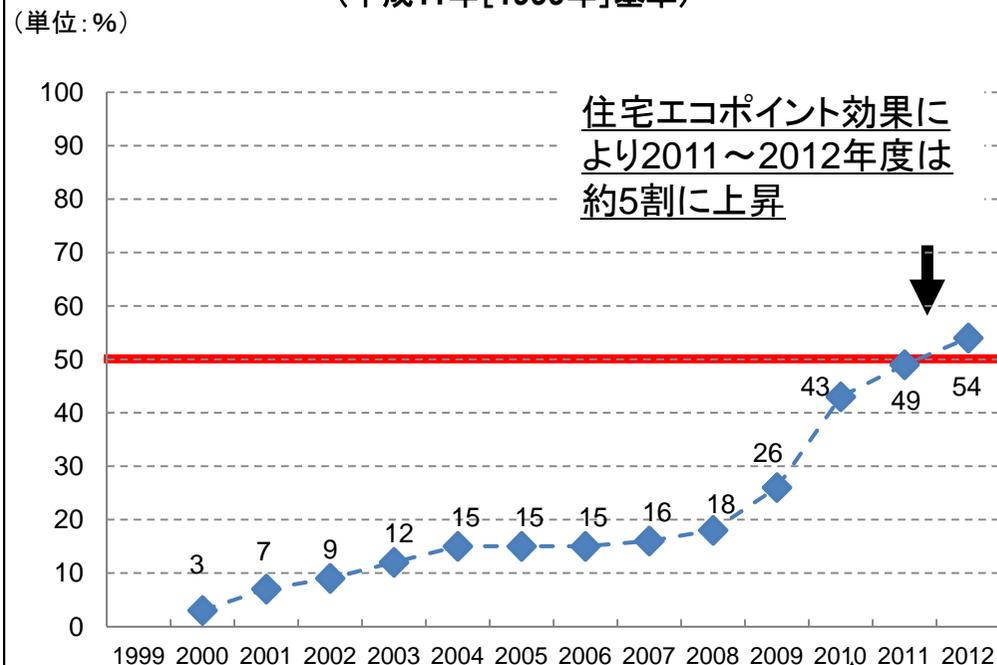


↑
2003年4月より省
エネ措置の届出
を義務付け

↑
2010年4月より省
エネ措置の届出対
象を拡大

* 当該年度に建築確認された建築物(2,000㎡以上)のうち、省エネ判断基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

新築住宅における
省エネ判断基準適合率(推計値)*の推移
(平成11年[1999年]基準)



↑
2006年4月より省
エネ措置の届出
を義務付け

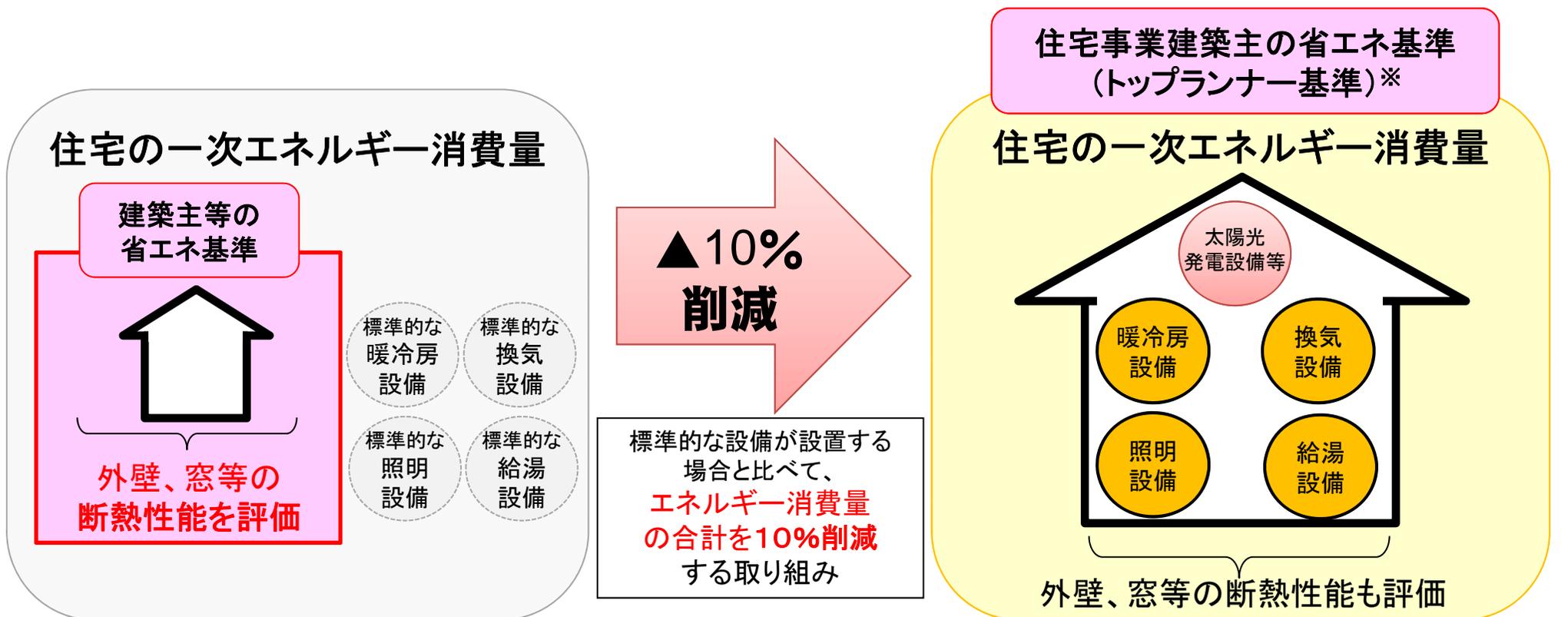
↑
2010年4月より省
エネ措置の届出対
象を拡大

* 住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値(戸数の割合)

住宅事業建築主の省エネ基準(トップランナー基準)

● トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)

- ・住宅の建築を業として行う建築主(住宅事業建築主)に対して、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上の目標を定め、**断熱性能の確保、効率性の高い建築設備の導入等により、一層の省エネ性能の向上を誘導。**
- ・目標年次(5年後(2013年度)を目標年次として設定)において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣は、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して性能の向上を図るべき旨の勧告、その勧告に従わなかったときは公表、命令(罰則)。



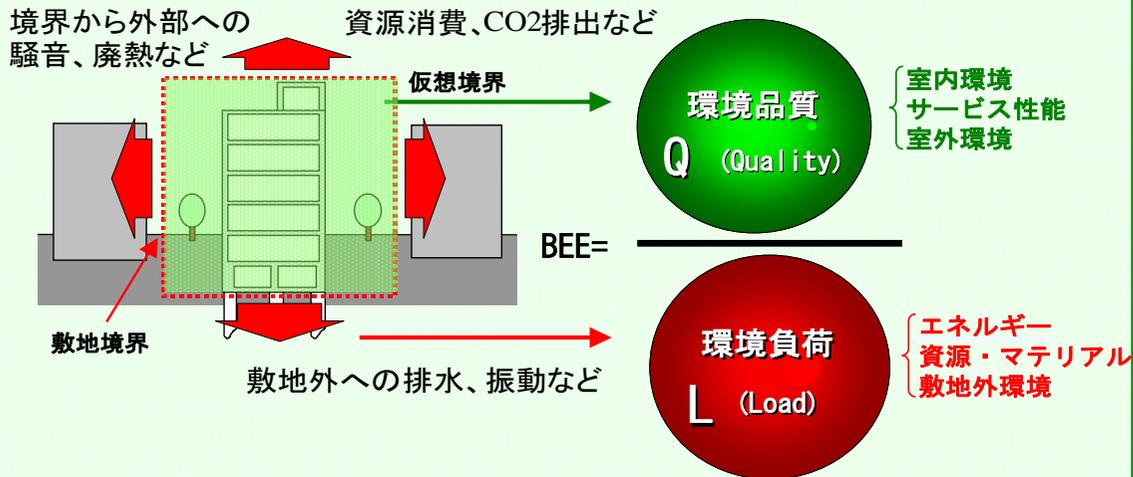
外壁、窓等の断熱性能と設備の省エネ性能をエネルギー消費量により総合的に評価する

※H26年4月1日より、低炭素建築物認定制度の一次エネルギー消費量基準を達成している場合もトップランナー基準に適合となる。

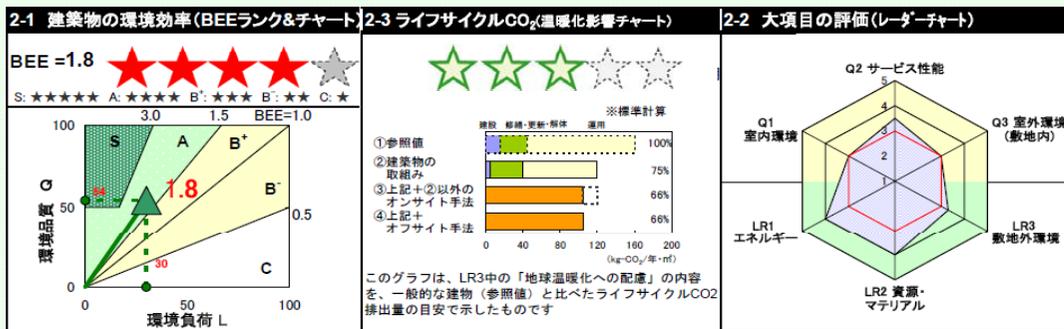
建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及

●住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上(室内環境、景観への配慮等)と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す「建築環境総合性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)」の開発・普及を推進。(2001~) (自治体におけるCASBEE評価登録件数: 14,048件[2014.3現在])

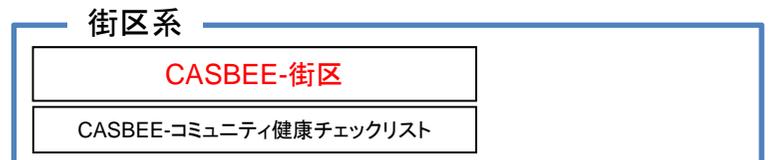
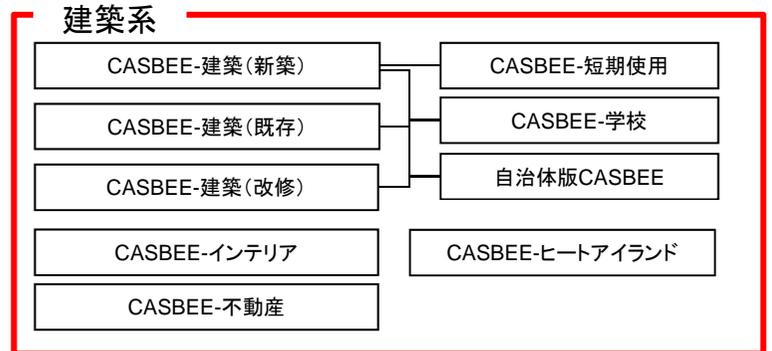
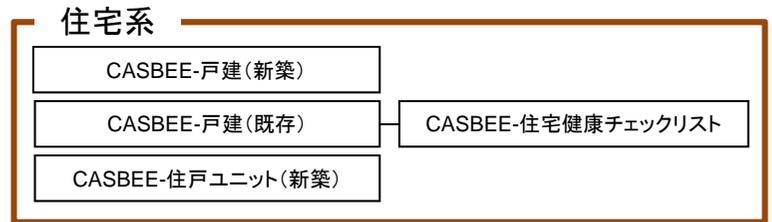
CASBEEのイメージ



評価結果イメージ



CASBEEの全体像



建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の概要

[平成26年4月25日開始]

(BELS: Building Energy-efficiency Labeling System)

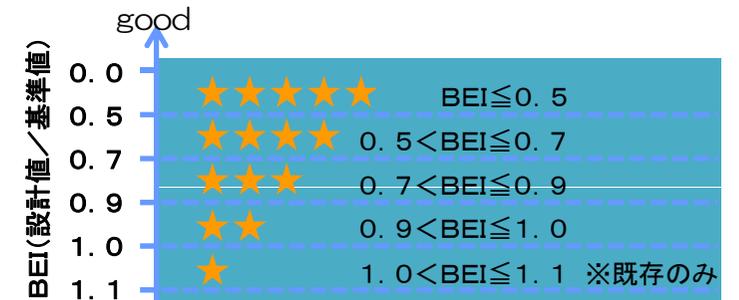
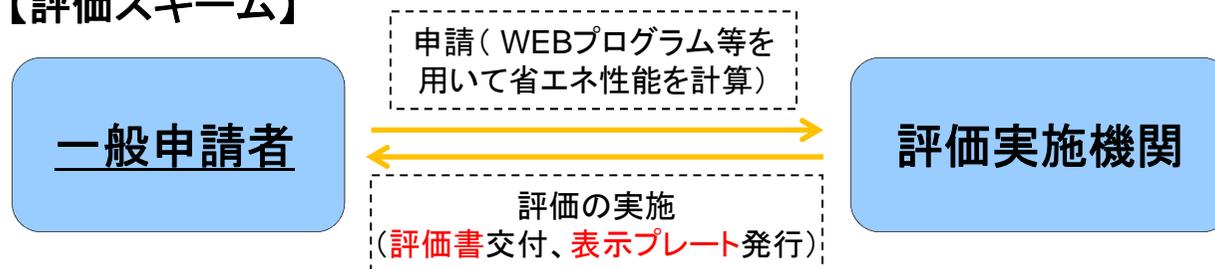
- 非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン(2013.10国土交通省住宅局)に基づき、(一社)住宅性能評価・表示協会において、省エネルギー性能に特化したラベリング制度を構築。

項目	概要
制度運営主体	一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
対象建物	新築及び既存の非住宅建築物
評価対象	建築物全体の設計時の省エネルギー性能 ※評価手法によっては、フロア単位等も可能
評価者	評価実施機関による第三者評価 評価実施者：一級建築士、建築設備士等で 第三者が行う講習を受講し修了した者
評価指標	・一次エネルギー消費量及び BEI (Building Energy Index) = 設計一次エネ / 基準一次エネ



表示プレートのイメージ(案)

【評価スキーム】



BEIと☆との関係

住宅性能表示制度の概要（新築住宅）

住宅性能表示制度とは、住宅の基本的な性能について、

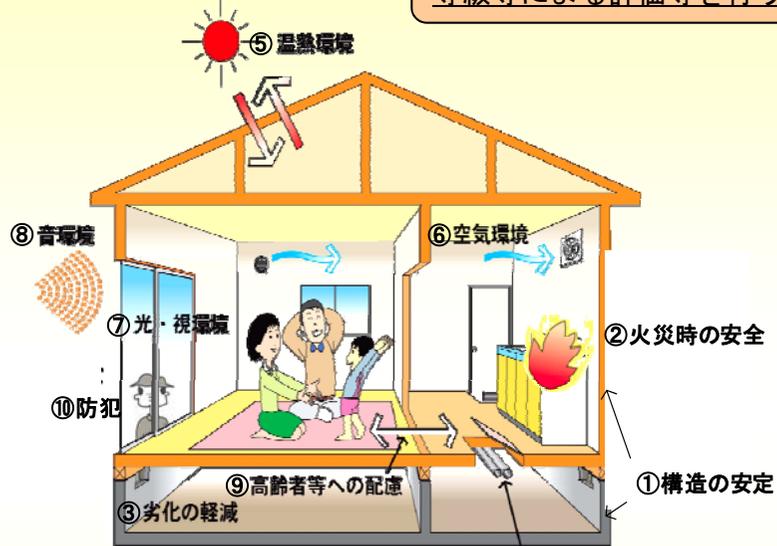
- 共通のルール（国が定める性能評価項目・性能評価基準）に基づき、
- 公正中立な第三者機関（登録住宅性能評価機関）が
- 設計図書の審査や施工現場の検査を経て等級などで評価し、
- 評価書（※1）が交付された住宅については、迅速に専門的な紛争処理が受けられる

平成12年度から運用が実施された**任意の制度**である。

（※1 建設住宅性能評価書に限る）

●性能評価項目のイメージ

10分野32項目について
等級等による評価等を行う。

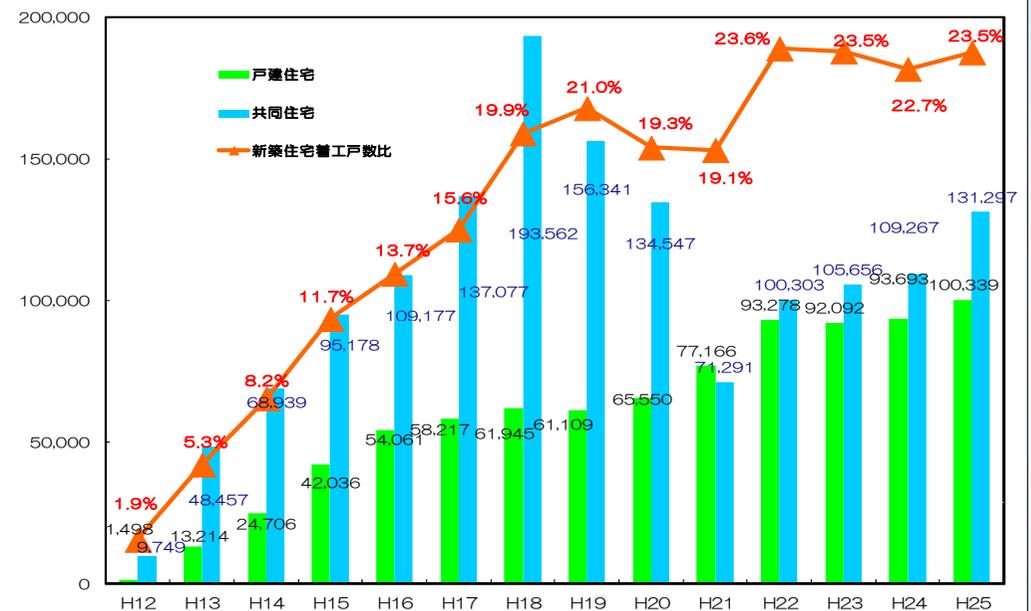


〔例〕「①構造の安定」の場合

④維持管理・更新への配慮

項目	等級	具体的な性能
1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）【地震等に対する倒壊のしにくさ】	等級3	極めて稀に（数百年に一回）発生する地震による力の 1.5倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級2	極めて稀に（数百年に一回）発生する地震による力の 1.25倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級1	極めて稀に（数百年に一回）発生する地震による力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度 ＝建築基準法がすべての建物に求めている最低基準

●住宅性能表示制度の実績（新築住宅・H12年度～H25年度）



（このほか、平成14年度から既存住宅を対象とした住宅性能表示制度を運用実施）

- ・平成25年度の実績は約23万戸。（※2）
- ・新設住宅の約23%が住宅性能表示制度を利用している。

（※2）設計住宅性能評価書の交付ベース（確報値）で集計

H25住宅省エネ基準の見直し等に伴う住宅性能表示制度の改正について

○省エネ法に基づく住宅省エネ基準の改正 (H25.10) 及びエコまち法に基づく低炭素建築物認定基準の制定 (H24.12) に伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の省エネに関する部分を改正する。

- ①設備を含めた一次エネルギー消費量を評価する基準を導入
- ②外皮性能の計算方法の変更への対応

○一次エネルギー消費量については、省エネ基準よりも水準の高い低炭素建築物認定基準相当を最上位等級に設定する。

5 温熱環境に関すること
5-1 省エネルギー対策等級

等級4 【H11基準相当】
等級3 【H4基準相当】
等級2 【S55基準相当】
その他(等級1)

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5-1 断熱等性能等級

5-2 一次エネルギー消費量等級

等級4 【H25基準相当】
等級3 【H4基準相当】
等級2 【S55基準相当】
その他(等級1)

等級5 【低炭素基準相当】
等級4 【H25基準相当】
その他(等級1)

等級4のみ数値の併記可
(●W/m²・K など)

等級5のみ数値の併記可
(●MJ/年・m²)

※「5-1」、「5-2」又は「5-1と5-2」で性能表示

施行時期

- 平成27年4月施行予定
- 「5-1 断熱等性能等級」については、公布日 (H26.2.25) より先行適用

※長期優良住宅については、「5-1省エネルギー対策等級」から「5-1断熱等性能等級」への改正は対応。当面、「5-2一次エネルギー消費量等級」は引用しない。

既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に係る検討会

長期優良住宅の認定制度

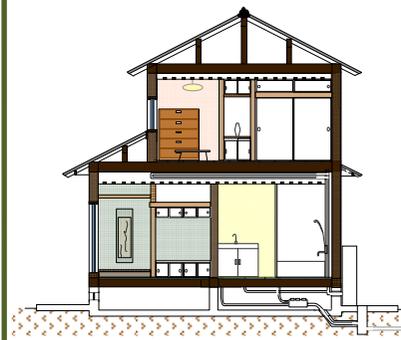
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（H21.6施行）」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定住宅は、**税制・融資の優遇措置**や**補助制度の適用**が可能

課題

現在、**新築住宅**の認定基準はあるが、**既存住宅**の増改築に係る認定基準がない。

※法律制定時、検討の実施が附帯決議に盛り込まれている

認定基準



<1>住宅の長寿命化のために必要な条件
劣化対策、耐震性、維持管理・更新性、
可変性（共同住宅のみ）

<2>社会的資産として求められる要件
高水準の省エネルギー性能、
基礎的なバリアフリー性能（共同住宅のみ）

<3>長く使っていくために必要な要件
維持保全計画の提出

<4>その他必要とされる要件
住環境への配慮、住戸面積

既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に係る検討会

既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化の基準等について、有識者や業界団体等が参加する検討会を設置し、第4回（H26.1.29開催）において認定基準案等を取りまとめた。

委員

座長	深尾 精一	首都大学東京
委員	井出 多加子	成蹊大学
	秋元 孝之	芝浦工業大学
	五十田 博	京都大学
	楠 浩一	横浜国立大学大学院
	小松 幸夫	早稲田大学
	鈴木 大隆	北方建築総合研究所
	松村 秀一	東京大学大学院
	野城 智也	東京大学

（敬称略）

（参加団体）

住宅生産団体連合会
全国中小建築工事業団体連合会
全国建設労働組合総連合
日本建築士会連合会
日本建築士事務所協会連合会
住宅リフォーム推進協議会
マンションリフォーム推進協議会

日本住宅リフォーム産業協会（ジェルコ）
JBN
住宅瑕疵担保責任保険協会
不動産流通経営協会（FRK）
全国宅地建物取引業協会連合会
日本建築設備診断機構
住宅性能評価・表示協会 等

- 補助事業「長期優良住宅化リフォーム推進事業」（平成25年度補正予算～）により、認定基準案等の検証を実施。
- 検証を経て基準を確定し、制度化を行う予定。

既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会

「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」の実施（第1回：平成26年5月1日、第2回：平成26年6月17日）

検討会の目的

既存住宅の住宅性能評価が柔軟かつ幅広く利用されるものとするため、現在の知見の蓄積等を踏まえ、可能な課題から取り組むこととし、下記2課題について検討を実施。

1. 既存住宅に係る評価方法基準の充実化
2. 既存住宅の住宅性能評価に活用できる図書等の見直し

検討会の委員（敬称略）

座長 委員	深尾 精一	首都大学東京
	秋元 孝之	芝浦工業大学
	五十田 博	京都大学
	楠 浩一	東京大学
	鈴木 大隆	北方建築総合研究所
	中川 雅之	日本大学
	松村 秀一	東京大学大学院
	南 一誠	芝浦工業大学
	野城 智也	東京大学
		国土技術政策総合研究所関係者 等

課題1 既存住宅に係る評価方法基準の充実化

現在、既存住宅に係る評価方法基準が整備されておらず、長期優良住宅の認定基準に含まれる劣化の軽減・温熱環境について、評価方法基準案を取りまとめた。その他の評価方法基準についても必要に応じて検証を行う。

住宅性能表示制度の評価項目	新築住宅	既存住宅	長期優良住宅	
			新築	既存(案)
① 構造の安定に関する事	●	●	■	■
② 火災時の安全に関する事	●	●	-	-
③ 劣化の軽減に関する事	●	なし	■	■
④ 維持管理・更新への配慮に関する事	●	●	■	■
⑤ 温熱環境に関する事※	●	なし	■	■
⑥ 空気環境に関する事	●	●	-	-
⑦ 光・視環境に関する事	●	●	-	-
⑧ 音環境に関する事	●	なし	-	-
⑨ 高齢者等への配慮に関する事	●	●	■	■
⑩ 防犯に関する事	●	●	-	-

評価方法基準案の検討

※平成27年4月以降は「温熱環境・エネルギー消費量に関する事」

課題2 既存住宅の住宅性能評価に活用できる図書等の見直し

既存住宅の住宅性能評価の対象となる住宅の範囲を拡大するため、評価に活用可能な図書等の案を取りまとめた。

新築時に現場検査が行われたものなど、信頼性のある図書等については活用可能とする

リフォームを行う場合など現場検査で性能確認できる住宅については新築時の図書がなくても評価対象とする

見直しのスケジュール

- 検討会で取りまとめた基準案(劣化の軽減・温熱環境)及び活用可能な図書等の案については、補助事業を通じて考え方や水準を引き続き検証。
- 新たな知見が得られれば、必要に応じて反映し平成27年度の告示化を予定。



都市の低炭素化の促進に関する法律概要

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

・所得税
(住宅ローン減税)

居住年	最大減税額引き上げ(10年間)
H26年度～	500万円(一般400万円)

・所得税(投資型減税)

標準的な係り増し費用の10%を所得税額から控除(最大減税額65万円)

・登録免許税

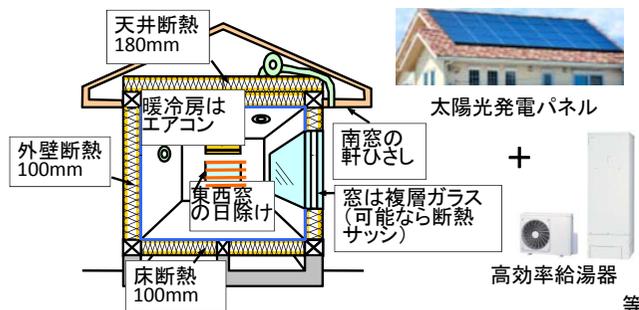
登記	登録免許税率引き下げ
保存	0.1%(一般0.15%)
移転	0.1%(一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱槽等)について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定(市町村)

都市機能の集約化

○病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備

✦民間事業の認定制度の創設

○民間等による集約駐車施設の整備

✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例

○歩いて暮らせるまちづくり

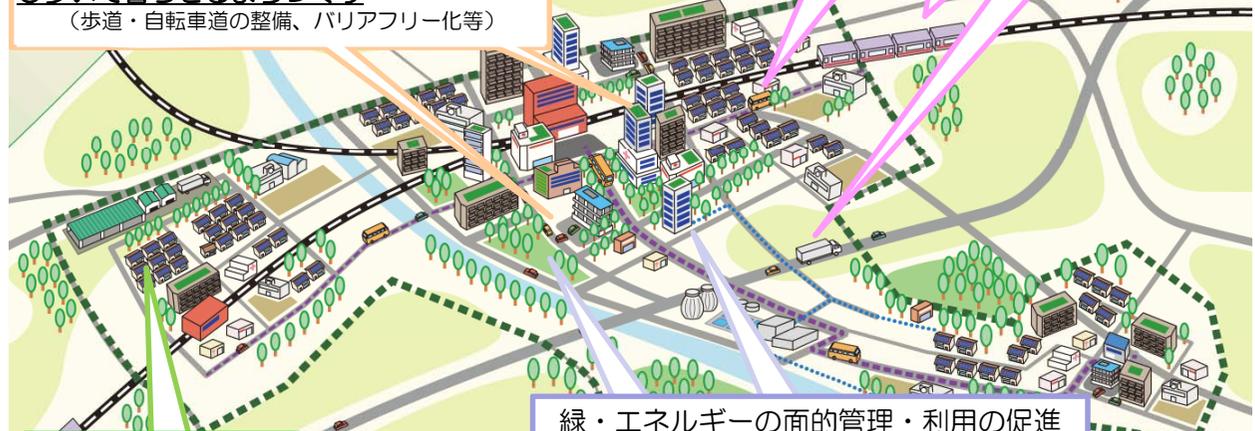
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

○バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施

✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例

○自動車に関するCO2の排出抑制



建築物の低炭素化

○民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

○NPO等による緑地の保全及び緑化の推進

✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充

○未利用下水熱の活用 ✦民間の下水の取水許可特例

○都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置

✦占用許可の特例

低炭素建築物の認定基準と認定状況 (都市の低炭素化の促進に関する法律：平成24年12月施行)

税制優遇措置あり

- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
- その他の低炭素化に資する一定の措置が講じられていること。

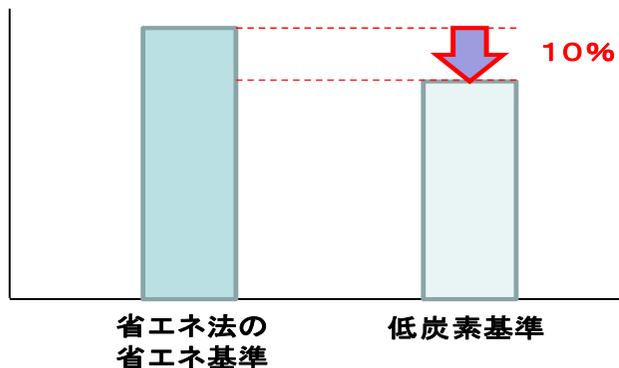
定量的評価項目(必須項目)

○外皮の熱性能の基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、省エネ基準レベルの断熱性等を求める。

○一次エネルギー消費量の基準

・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が、△10%以上となること。



選択的項目

以下の8つの措置のうち、2項目以上を講じていること。

■HEMS等の導入

- ①HEMS又はBEMSの設置
- ②再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置

■節水対策

- ③節水に資する機器(便器、水栓など)の設置
- ④雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置

■躯体の低炭素化

- ⑤住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑥木造住宅又は木造建築物である
- ⑦高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用

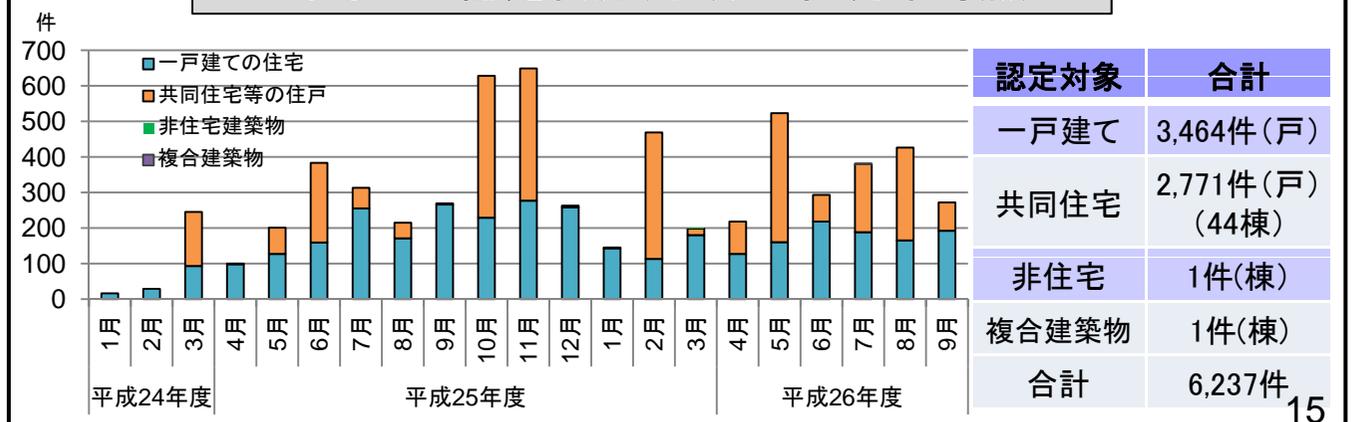
■ヒートアイランド対策

- ⑧一定のヒートアイランド対策(屋上・壁面緑化等)の実施

または

(行政標準化の促進に資する建築物として、CASBEE等)の建築物と比べて、低炭素建築物として認定されるもの。

これまでの認定状況(平成26年9月末時点)



住宅・建築物に関する主要な省エネ支援施策（H26年度予算等）

	住宅	建築物
融資	<p>【(独)住宅金融支援機構のフラット35S】 新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合、当初5年間の金利を0.3%引き下げ ○認定長期優良住宅等の特に優れた住宅を取得する場合は、当初10年間の金利を0.3%引き下げ 	<p>【日本政策金融公庫の低利融資】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定低炭素建築物を新築等する場合、当初2年間の特別利率（基準利率－0.65%等）による貸付け
税	<p>【所得税／登録免許税／不動産取得税／固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の省エネ改修を行った住宅について、所得税・固定資産税の特例措置 改修 ○認定長期優良住宅について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置 新築 ○認定低炭素建築物について、所得税・登録免許税の特例措置 新築 <p>【贈与税】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ性を満たす住宅を新築若しくは取得又は増改築する場合の贈与税について、一定金額まで非課税措置 	<p>【法人税／所得税】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合は、即時償却（特別償却）又は税額控除の特例措置を適用
補助	<p>【住宅・建築物省CO2先導事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な省CO2技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1/2 <p>【ゼロ・エネルギー住宅推進事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小工務店においてゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額 等 【補助率】1/2（補助限度額165万円/戸） <p>【長期優良住宅化リフォーム推進事業】 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用 等 【補助率】1/3（補助限度額100万円/戸 等） 	<p>【住宅・建築物省CO2先導事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な省CO2技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1/2 <p>【建築物省エネ改修等推進事業】 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物について躯体改修を伴い省エネ効果15%以上が見込まれる省エネ改修の費用 等 【補助率】1/3（補助限度額5000万円/件 等）

※1 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用できる耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性、省エネ性等を備えた良質な住宅として、認定を受けた住宅

※2 低炭素住宅・建築物：高い省エネ性能等を備えたものとして、認定を受けた住宅・建築物